

平成 29 月 3 月 23 日

京都文教大学における障がい者差別解消に向けての基本理念

京都文教大学は、建学の理念に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けて、障がいがある人たちとの話し合いによる合意形成のもと、以下の 3 点に努めます。

1. 障がいがあることを理由にした差別がない大学の実現を目指して、
教育環境と教育方法を整備すること。
2. 障がいがある人がアクセスしやすく利用しやすいキャンパスを目指して、
施設や設備をバリアフリー化すること。
3. 障がいがあることを理由にした差別がない社会の実現を目指して、
関係者や地域住民と協働して取り組むこと。

「障がい」の表記について

- 京都文教大学は、障がいのある人の思いを大切にし、教職員の障がい者理解を深めていくため、「害」の意味や使われ方から、マイナスのイメージが強い「害」の漢字を用いなくて、ひらがな表記します。
- なお、国の法令、学術用語、学内規程、ガイドライン、人又は人の状態を表さない語句、固有名詞等については、「害」の字を漢字表記します。